

平成30年 関東倶楽部対抗山梨会場予選競技 組み合わせ及びスタート時間表

(参加者 17倶楽部・136名)

期日：5月16日(水)

場所：都留カントリー倶楽部 かえで・富士桜コース

(18ホール・ストロークプレー)

(一社)関東ゴルフ連盟

1番(かえでコース)よりスタート

Aクラス

| 組 | 時間 | 氏名 | 倶楽部 | 氏名 | 倶楽部 | 氏名 | 倶楽部 | 氏名 | 倶楽部 |
|----|------|-------|----------|-------|----------|--------|--------|-------|----------|
| 1 | 7:30 | 大間 正 | 昇仙峡 | 奥富 隆夫 | 都留 | 佐藤 和男 | 秋山 | 渡辺 勝明 | 富士レイクサイド |
| 2 | 7:39 | 石井 重次 | メイプルポイント | 長坂 正仁 | 境川 | 山村 政治 | 甲斐ヒルズ | 高橋 幸通 | 上野原 |
| 3 | 7:48 | 藤本 正三 | 都 | 大神田 巧 | 河口湖 | 平本 眞言 | 中央都留 | 赤池 祐三 | ヴァンテージ |
| 4 | 7:57 | 星野 一 | 春日居 | 三枝 寛 | 北の杜 | 岩波 肇 | 甲府国際 | 杉山 一幸 | 富士川 |
| 5 | 8:06 | 森屋 智之 | オリムピック | 赤池 正隆 | 昇仙峡 | 寺田 彰 | 秋山 | 初川 輝純 | メイプルポイント |
| 6 | 8:15 | 望月 明 | 甲斐ヒルズ | 山村 禎彦 | 都 | 小川 正彦 | 中央都留 | 安部 俊人 | 春日居 |
| 7 | 8:24 | 武井 達郎 | 甲府国際 | 片野 由次 | オリムピック | 郷田 重道 | 都留 | 楠原 文明 | 富士レイクサイド |
| 8 | 8:33 | 岩澤 博夫 | 境川 | 春名 和彦 | 上野原 | 田中 正則 | 河口湖 | 川口 健二 | ヴァンテージ |
| 9 | 8:42 | 坂本 裕章 | 北の杜 | 柳沢 進 | 富士川 | 竹井 輝雄 | 昇仙峡 | 松浦 真吾 | 富士レイクサイド |
| 10 | 8:51 | 武井 巖 | 甲斐ヒルズ | 和田 章正 | 河口湖 | 岡部 敏男 | 春日居 | 佐野 葉二 | 富士川 |
| 11 | 9:00 | 清水 喜吉 | 上野原 | 峯澤 克之 | メイプルポイント | 山森 恵一 | 都留 | 渡邊 初男 | 中央都留 |
| 12 | 9:09 | 武藤 俊治 | 北の杜 | 吉田 勉 | オリムピック | 原田 知明 | 秋山 | 内田 道夫 | 境川 |
| 13 | 9:18 | 古屋 浄 | 都 | 山本 幹夫 | ヴァンテージ | 太田 正人 | 甲府国際 | 小泉 貴人 | 昇仙峡 |
| 14 | 9:27 | 志村 孝夫 | メイプルポイント | 佐藤 隆 | 都 | 佐野 三彦 | 春日居 | 出浦 功 | オリムピック |
| 15 | 9:36 | 和田 稔 | 都留 | 内藤 亨 | 境川 | 山田 寛 | 河口湖 | 西森 勇蔵 | 北の杜 |
| 16 | 9:45 | 長田 章 | 秋山 | 望月 修 | 甲斐ヒルズ | 石井 米二郎 | 中央都留 | 河野 晃 | 甲府国際 |
| 17 | 9:54 | 若林 一男 | 富士レイクサイド | 木田 芳美 | 上野原 | 小林 幸雄 | ヴァンテージ | 笠井 信 | 富士川 |

10番(富士桜コース)よりスタート

Bクラス

| 組 | 時間 | 氏名 | 倶楽部 | 氏名 | 倶楽部 | 氏名 | 倶楽部 | 氏名 | 倶楽部 |
|----|------|--------|----------|--------|----------|--------|----------|--------|----------|
| 18 | 7:35 | 高城 正男 | 昇仙峡 | 小田切 真一 | 境川 | 山口 大介 | 中央都留 | 雨宮 喜久 | 富士川 |
| 19 | 7:44 | 平林 浩二 | 都留 | 遠藤 博臣 | 甲斐ヒルズ | 若林 忠司 | ヴァンテージ | 上條 覚 | オリムピック |
| 20 | 7:53 | 上條 英二 | 秋山 | 守屋 満 | 上野原 | 岩間 靖典 | 春日居 | 宮本 健司 | 富士レイクサイド |
| 21 | 8:02 | 赤坂 昇 | 都 | 林 博夫 | 北の杜 | 早川 友己 | メイプルポイント | 山口 育生 | 河口湖 |
| 22 | 8:11 | 藤本 和博 | 甲府国際 | 柴田 修 | 昇仙峡 | 望月 圭 | 甲斐ヒルズ | 小澤 茂樹 | 春日居 |
| 23 | 8:20 | 三吉 章雪 | 上野原 | 大原 淳 | 都留 | 谷川 幸仁 | 北の杜 | 藤本 武彦 | 秋山 |
| 24 | 8:29 | 渡辺 均 | 富士レイクサイド | 木屋 嘉章 | 都 | 立澤 竹則 | 甲府国際 | 四分一 武 | 河口湖 |
| 25 | 8:38 | 荻野 英治 | 富士川 | 塩谷 孝光 | メイプルポイント | 井上 貴文 | 中央都留 | 野村 太郎 | オリムピック |
| 26 | 8:47 | 横内 応佳 | 境川 | 若月 栄治 | ヴァンテージ | 手塚 大輔 | 昇仙峡 | 金子 成一 | 上野原 |
| 27 | 8:56 | 平林 治子 | 都留 | 矢崎 茂樹 | 甲府国際 | 島貫 竜一 | 都 | 二宮 啓太 | 富士川 |
| 28 | 9:05 | 田中 秀司 | 富士レイクサイド | 森屋 英治 | 河口湖 | 比留間 秀明 | オリムピック | 丸山 竜児 | 秋山 |
| 29 | 9:14 | 奥山 勝大 | 中央都留 | 岡田 裕幸 | メイプルポイント | 中込 克哉 | ヴァンテージ | 三枝 勲 | 境川 |
| 30 | 9:23 | 永田 淳一 | 春日居 | 都元 陽介 | 甲斐ヒルズ | 阿久津 司郎 | 北の杜 | 望月 正志 | 昇仙峡 |
| 31 | 9:32 | 辺土名 芳彦 | 河口湖 | 小林 賢三 | オリムピック | 大島 大 | 都留 | 城之内 豪 | 都 |
| 32 | 9:41 | 佐藤 祐宏 | 秋山 | 相原 吉正 | 中央都留 | 楠原 玲 | 富士レイクサイド | 天野 実 | ヴァンテージ |
| 33 | 9:50 | 大橋 祐樹 | メイプルポイント | 田中 秀樹 | 春日居 | 親松 久幸 | 境川 | 杉山 由紀彦 | 北の杜 |
| 34 | 9:59 | 鈴木 茂夫 | 甲斐ヒルズ | 加々美 秀紀 | 甲府国際 | 吉村 誠治 | 上野原 | 望月 寿朗 | 富士川 |

競技委員長 鈴木淳

平成 30 年 関東倶楽部対抗山梨会場予選競技

開催日 : 5 月 16 日(水)

開催コース : 都留カントリー倶楽部 かえで・富士桜コース

本競技は日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこのローカルルールと競技の条件を適用する。

本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、このローカルルールと競技の条件の違反の罰は、「2 打」とする。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則 27-1)
アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. ウォーターハザード(規則 26-1)
ウォーターハザードは黄杭または黄線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
3. 修理地(規則 25-1)
修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を定める。ただし、次のものを含む。
(a) パッティンググリーンの前後のペイントマークを含み、スルーザグリーンの芝草を短く刈った区域にあるヤーデージマーキングペイント(スタンスへの障害は除く)。
(b) 6 番ホールの新設されたレディースティーインググラウンドの区域は、プレー禁止の修理地とする。
4. 動かさない障害物(規則 24-2)
(a) 排水溝
(b) 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)
(c) 動かさない障害物と白線でつながれている区域(その動かさない障害物の一部とみなす)
(d) 距離標示用の人工のヤーデージマーク
5. バンカー内の石
付属規則 I(A)3f を適用する(ゴルフ規則 164 ページ参照)。
6. コースと不可分の部分
(a) 樹木やその他の恒久的な物件に巻きつけたり、密着させてあるもの。
(b) 小砂利、ウッドチップ、松葉などを使用して舗装した区域。
(c) ウォーターハザード内にある人工の壁や杭でできた構造物。
7. 電磁誘導カート用の 2 本のレール
電磁誘導カート用の 2 本のレール(白線でつながれている区域を含む)は、全幅をもってプレー禁止の修理地とする。ただし、スタンスのみが障害となる場合は、そのままプレーすることもできる。
8. ホールとホール間の白杭
3 番と 4 番ホール、4 番と 5 番ホール、11 番と 12 番ホール、17 番と 15 番ホールおよび 18 番と 14 番ホール間の白杭を結ぶ線を越えていった球は、球が白杭を結ぶ線の向こう側のコース上に止まっている場合でも、アウトオブバウンズの球とする。
9. 防球ネット
防球ネットに球が近接しているためにスタンスや、意図するスイングの区域の妨げになる場合、規則 24-2b(i)により処置するときは、その障害物の中や下を通さずに救済のニヤレストポイントを決めなければならない。
10. 指定ドロップ区域
3 番ホールにおいて、球がパッティンググリーン右側の道路(範囲は白線で標示)に近接していたり、スタンスや意図するスイングの区域の妨げになる場合、プレーヤーは、罰なしに、指定ドロップ区域にその球をドロップすることができる(付属規則 I(A)6 を適用する。ゴルフ規則 173 ページ参照)。
11. 地面にくい込んでいる球の救済
付属規則 I(A)3a を適用する(ゴルフ規則 160 ページ参照)。
12. パッティンググリーン上で球が偶然に動かされること
規則 18-2, 20-1 は以下の通りに修正される。
プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカーがプレーヤーまたはキャディーや携帯品によって偶然に動かされても罰はない。その球やボールマーカーはリプレースされなければならない。このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカーがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然である場合にだけ適用する。

注：パッティンググリーン上の球が風、水あるいは重力などの他の自然現象の結果として動かされたものと判断された場合、その球はその新しい位置からあるがままの状態プレーされなければならない。また、そのような状況で動かされたボールマーカーはリプレースしなければならない。

13. 規則 6-6d 例外の修正

どのホールであっても、プレーヤーがスコアカードを提出する前には罰を受けていたことを知らずに 1 打または複数の罰打を含めなかったために、真実より少ないスコアを提出していた場合、そのプレーヤーは競技失格とはならない。このような状況では、そのプレーヤーは該当する規則に規定されている罰を受けるが、規則 6-6d に違反したことに対する追加の罰はない。該当する罰が競技失格である場合にはこの例外は適用しない。

距離表

| Hole No. | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | OUT | |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-------|
| Yards(Aクラス) | 508 | 345 | 362 | 329 | 164 | 340 | 407 | 448 | 162 | 3065 | |
| Yards(Bクラス) | 525 | 354 | 379 | 329 | 164 | 363 | 428 | 509 | 186 | 3237 | |
| Par | 5 | 4 | 4 | 4 | 3 | 4 | 4 | 5 | 3 | 36 | |
| | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | IN | TOTAL |
| | 566 | 367 | 377 | 157 | 379 | 372 | 182 | 353 | 499 | 3252 | 6317 |
| | 584 | 397 | 397 | 157 | 402 | 393 | 198 | 353 | 499 | 3380 | 6617 |
| | 5 | 4 | 4 | 3 | 4 | 4 | 3 | 4 | 5 | 36 | 72 |

競技の条件

1. 参加資格

プレーヤーは競技規定に定められた参加資格を満たさなければならない。

2. 委員会の裁定

委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・付属規則 I(B)1a』を適用する(ゴルフ規則 176 ページ参照)。

4. 使用球の規格

『公認球リストの条件・付属規則 I(B)1b』を適用する(ゴルフ規則 177 ページ参照)。

5. ゴルフシューズ

正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格。

6. プレーの中断と再開

(1) 通常のプレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については規則 6-8b,c,d に従って処置すること。

(2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレー中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間をいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならない。その後、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、規則 33-7 に決められているような罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは**競技失格**となる。

険悪な状況による中断中は、委員会がオープンと宣言するまで、すべての練習施設はクローズとなる。クローズとなった練習施設で練習しているプレーヤーは練習を止めるように要請される。その要請に従わなかった場合、参加を取消しとすることがある。

(3) プレーの中断と再開の合図について

| | | |
|------------|---|-----------------------|
| プレーの即時中断 : | } | カートに搭載されている無線により通報する。 |
| プレーの中断 : | | |
| プレーの再開 : | | |

と同時に、本部より競技委員を通じてプレーヤーに連絡する。

7. 練習

ホールとホールの間での練習を禁止する(規則 7-2 注 2)『付属規則 I(B)5b』(ゴルフ規則 181 ページ参照)。

8. キャディー(規則 6-4 注)

正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『付属規則 I(B)2』を適用する(ゴルフ規則 179 ページ参照)。

9. スコアカードの提出(裁定 6-6c/1)

スコアリングエリア方式を採用する。

10. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

注意事項

- 競技の条件 5 項において規制されるシューズ以外でもパッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
- 予備グリーンは定義上「目的外のパッティンググリーン」であり、球が目的外のパッティンググリーン上にある場合、プレーヤーは規則 25-3 に基づいて救済を受けなければならない。
- 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場にふさわしくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
- 競技委員会は規則 33-7 に基づき、すべての競技関係者、ギャラリーへの暴言等を含めエチケットの重大な違反があったプレーヤーを競技失格とすることができる。
- J アラート(全国瞬時警報システム)や緊急速報メール等により緊急情報が伝えられた場合はプレーの即時中断とします(競技の条件 6 項参照)。
- 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 倶楽部 240 球を限度とする。
- アプローチ・バンカー練習場は、使用禁止とする。

競技委員長 鈴木淳